

医師の専門研修に関する協議について

日本専門医機構から情報提供のあった令和6年度専門研修プログラムについて、各医療機関及び関係機関へ下記3について意見照会をしたところ、資料1-2のとおり意見の提出がありました。

千葉県から厚生労働省へ意見を提出するに当たり、あらかじめ地域医療対策協議会で協議いただくものです。

1 概要

一般社団法人日本専門医機構又は基本領域学会が医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならず、厚生労働大臣は、意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないとされています。（医師法第16条の10）

2 医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議方法等

日本専門医機構及び基本領域学会は、都道府県に対して、個別の研修プログラムの内容（専攻医採用人数、指導医数等）について情報を提供します。

都道府県は、以下の3. のとおり確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求め意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、厚生労働省に提出します。

3 都道府県での確認事項について

都道府県は、次の事項を確認します。

(1) 国から都道府県への協議について

日本専門医機構が提示した2024年度専攻医シーリング案の、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について。

(2) 専門研修プログラムについて

- ① 個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・ プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
 - ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
 - ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。
- ② 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
- ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
 - ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。